

障発0326第12号
令和2年3月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の
一部改正について

今般、「食事による栄養摂取量の基準」（令和2年厚生労働省告示第10号）により、同告示において示す推定エネルギー必要量が改正されたことに伴い、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を下記のとおり改正し、令和2年4月1日より適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺漏なきようお願いしたい。

なお、令和2年3月31日までに書かれた診断書・意見書については、従前のとおりのお取り扱いとする。

また、本通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

別紙「身体障害認定基準」の「第2 個別事項」の「五 内臓の機能障害」の「5 小腸の機能障害」に規定する日本人の推定エネルギー必要量（表1）を、別添のとおり改正する。